

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%)

➡ 疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題

- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)

➡ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・ それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・ 労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・ 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

「がんに関する留意事項」の概要

本留意事項は、疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援のうち、特に「がん」に関して留意すべき事項をまとめたもの。

がんに関する基本情報

- 生涯のうちに、日本人の2人に1人ががんに罹患
- 年間約85万人※が新たにがんと診断され、うち約3割が就労世代
※国立がん研究センター「がん登録・統計」による2011年推計値
- がんの5年相対生存率は向上（平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%）
- 仕事をもちながら、がんで通院している者は約32.5万人※
※平成22年国民生活基礎調査に基づく推計
- 入院日数は減少傾向にある一方、外来患者は増加傾向

治療と職業生活の両立支援に当たっての留意事項

（治療に関する留意事項）

- 治療や経過観察の長期化、予期せぬ副作用等の出現等が考えられ、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要があるため、労働者は次の点に留意し、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい。
 - ①手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差があること。
 - ②抗がん剤治療は、1～2週間程度の周期で行うため、副作用によって周期的に体調変化を認めることがあり、特に倦怠感や免疫力低下が問題となること。
 - ③放射線治療は、基本的に毎日（月～金、数週間）照射を受けることが多いこと。
また、治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することがあるが、症状の程度には個人差が大きいこと。

（メンタルヘルス面への配慮）

- がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、治療の継続や就業に影響があると考えられる場合には、適切な配慮を行うことが望ましい。
- がんと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から早まって退職を選択する場合があることにも留意が必要。

ガイドラインの普及と企業支援の取組（今後の予定）

厚生労働省では、治療と職業生活の両立支援が進むよう、今後以下の取組を進めます。

厚生労働省主催セミナーの開催

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（「がんに関する留意事項」を含む）」を解説します。
- また、有識者を交え、効果的な両立支援の実践に向けたヒントについて、パネルディスカッションを行います。

【日時】平成28年3月10日（木）10:00～12:00（受付9:30～）

【場所】TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール5A（定員先着300名）

【申込】以下のホームページよりお申し込み下さい（〆切は3月8日（火））

※本セミナーは、みずほ情報総研に委託して実施しています。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2016/ryou-chiryu0310.html>

都道府県労働局・労働基準監督署、関係団体との連携による周知

- 平成28年4月以降、全国の都道府県労働局・労働基準監督署が、会議など様々な機会を捉えてガイドラインを周知します。
- ガイドラインを広く周知するため、関連する経済団体、地方公共団体、その他関連する団体との連携を進めます。

産業保健総合支援センターによる支援

① 全国で治療と職業生活の両立支援に関するセミナーを開催

全国各地で、企業関係者や産業保健スタッフ、医療関係者を対象として、ガイドラインの解説や、具体的な取組方法について、セミナー、研修会を開催します。

② 各都道府県の産業保健総合支援センターで相談に対応

治療と職業生活の両立に関する関係者からの相談に全国の産業保健総合支援センターが対応します。

③ 企業に対する個別訪問支援の実施

専門家が企業を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入や教育などについて、具体的な支援を行います。

④ 労災病院に併設する治療就労両立支援センター等との連携による支援の実施

労災病院に併設する治療就労両立支援センター等と連携し、労災病院等の患者の就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との連絡調整等の支援を行います。